平成２３年（フ）第７２６号
仙台市若林区下飯田字西田37番地の２
債務者　杉原　麻美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
仙台市青葉区高松２丁目24番32―512号
債務者　佐藤　隆光
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
宮城県多賀城市桜木３丁目５番　Ｅ―41号
債務者　佐藤　正夫
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
仙台市若林区上飯田２丁目10番52号　サンルミエールＡ―202
債務者　松本　健二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
秋田県仙北市田沢湖生保内字上堂田67番地２
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１４９号
三重県鈴鹿市高岡台１丁目７番20号
債務者　波多野千景
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５２号
津市一志町高野1242番地２　エーデルハイム103号室
債務者　長末　大吾
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５８号
三重県いなべ市大安町大井田2263番地　大安ハイツＫＹ114号、申立時の住所三重県亀山市関町木崎1234番地　ルシミエントＣ―206
債務者　木林　良美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６１号
三重県津市河芸町東千里187番地１　マンションヒロ205号室、前住所三重県津市河芸町上野430番地17
債務者　野田　喜克
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６２号
三重県鈴鹿市南江島町22番３号　ウッドンビレッジ101号
債務者　長尾　末次
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６３号
三重県鈴鹿市南江島町22番３号　ウッドンビレッジ101号
債務者　長尾　賢次
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１８号
大津市朝日１丁目21番地10
債務者　八田　節子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８７号
広島市南区宇品海岸１丁目２番２―404号
債務者　新名　正久
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２８号
広島市安佐北区可部７丁目１番28―302号　ハウスハーモニー
債務者　奥野　則子（旧姓重本）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３７号
福岡市東区三苫５丁目６番31―607号
債務者　白武　辰朗
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１６号
大分市大在北４丁目７番40号
債務者　安部　照子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６号
山形県新庄市万場町11番32号
債務者　髙橋久美子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
山形地方裁判所新庄支部